

平成 22 年度
第1回本巣市地域公共交通活性化協議会・本巣市公共交通会議

日 時 平成 22 年 4 月 20 日(火) 15:00~
場 所 本巣市役所本庁舎2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議事

【第1部】本巣市地域公共交通活性化協議会

- (1) 規約の改正について
- (2) 平成 22 年度事業計画（案）について
- (3) 平成 22 年度予算（案）について
- (4) パブリックコメントの報告及び対応について

【第2部】本巣市公共交通会議

- (5) もとバス・ササユリの新ルート・新ダイヤについて
- (6) その他

4 閉 会

<配付資料>

- ・次第
- ・委員名簿（裏面：席次表）

- 資料1** 本巣市地域公共交通活性化協議会規約（案）
- 資料2** 本巣市地域公共交通活性化協議会財務規程
- 資料3** 平成 22 年度事業計画（案）
- 資料4** 平成 22 年度予算（案）
- 資料5** パブリックコメントの報告及び対応について
- 資料6** もとバス・ササユリルート図（見直し後）
- 資料7** もとバス・ササユリ新ダイヤ

本巣市地域公共交通活性化協議会規約~~(案)~~

(目的)

第1条 本巣市の総合的な交通施策を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、本巣市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は本巣市文殊324番地、本巣市役所内に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域公共交通の利用者
- (3) 公共交通事業者及びその事業用車両の運転者が組織する団体
- (4) 関係する経済団体
- (5) 警察（公安委員会）
- (6) 関係行政機関
- (7) 本巣市
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会は会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から選任する。

- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決をする事項については、特別の定めがある場合を除くほか、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議及び資料を公開することにより公正かつ円滑な議事運営等に支障が生じると会長が判断した場合は、非公開で行うものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に代理人を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員は、この限りでない。
- 6 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第9条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は幹事長及び幹事で組織し、会長が指名する者をもって充てる。
 - 3 幹事会は、必要に応じ、幹事長が召集し、その議長となる。
 - 4 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第10条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は本巣市総務部総務課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第13条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が別に委嘱する監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であつた者がこれを精算する。

(委任)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年3月27日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、その任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成22年4月20日から施行する。

資料2

本巣市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本巣市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、本巣市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、本巣市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は毎会計年度予算を調整し、協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに本巣市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長が専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、本巣市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第13条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときには、当該決算書の写しを速やかに本巣市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雜入 |

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
| | 1 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |

本巣市地域公共交通活性化協議会

平成22年度事業計画(案)

| 月 | 事 業 内 容 |
|----|--|
| 4 | <p><3/19～4/20>市内公共交通再編に関するパブリックコメントの実施 <4/20>第1回 協議会（本巣市公共交通会議を兼ねて開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●協議会の平成22年度事業計画(案)及び予算(案)について ●パブリックコメントの報告及び対応について ●もとバス・ササユリの新ルート・新ダイヤ |
| 5 | <p><5/1> 新ルート＆新ダイヤPRチラシの掲出（全戸配布） <5/31> 現行もとバスの4条許可の路線退出</p> |
| 6 | <p><6/1～7>もとバス・ササユリの運休（バス停移設、ダイヤ等表示物の入替作業等） <6/1> 公共交通ガイドブックの配布（市内全戸配布及び市内商業施設等で随時配布） <6/8～> もとバス・ササユリ実証実験(無料)運行の開始 　　【もとバス】（真正線）完全無料化、市直営化、隔日運行(火・木・土)、減便(10→6便) 　　（糸貫線）廃止(代替輸送対策としてササユリ南部線と統合) 　　【ササユリ】（南部線）運行エリア拡大(糸貫地域)、もとバス真正線との接続</p> |
| 7 | |
| 8 | <p>第1回 幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ■実証実験の経過報告 |
| 9 | |
| 10 | |
| 11 | |
| 12 | <p>第2回 幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ■もとバス利用状況調査報告 ■ササユリ利用状況調査報告 ■根尾自主運行バス平成23年度見直しについて ■協議会補正予算について |
| 1 | |
| 2 | <p>第3回 幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ■次年度実証実験の調整等について ■根尾自主運行バス平成23年度見直しについて ■連携計画の修正について <p>第2回 協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次年度実証実験の調整等について ●根尾自主運行バス平成23年度見直しについて ●連携計画の修正について |

本巣市地域公共交通活性化協議会

平成21年度事業報告書

| 月 | 事業内容 |
|-----------------|--|
| 前年度 準備 進行 | <2/12> 外部コンサル業務委託契約に係る入札事務を市へ依頼 <3/18> 外部コンサル業務委託契約に係る入札及び仮契約(条件付き) <3/26> 国庫補助事業（本巣市地域公共交通活性化・再生総合事業）計画認定申請 |
| 4 | <p><4/6> 第1回 協議会（本巣市公共交通会議を兼ねて開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●協議会の平成21年度事業計画(案)及び予算(案)について ●もとバスのルート新設・廃止について ●もとバスの料金体系について ●もとバスの新ダイヤについて <p><4/6> 「公共交通ネットワーク再編に係る利用促進等支援業務委託」本契約締結（協議会21年度予算承認後に締結）</p> |
| 5 | <p><5/1> 新ルート＆新ダイヤPRチラシ・ポスターの掲出（チラシ市内全戸配布） <5/17> 新もとバスPRチラシの新聞折込（糸貫及び真正地域のみ7,050世帯） <5/30～>現行もとバスの運行廃止（バス停移設、ダイヤ等表示物の入替作業）</p> |
| 6 | <p><6/1> 公共交通ガイドブックの配布（市内全戸配布及び市内商業施設等で随時配布） <6/1～> 新もとバスPR試乗キャンペーン開始（～6月末まで） <6/1～> ササユリのダイヤ改正及びフリー乗降制の開始 <6/24> 新もとバスPRチラシの新聞折込（糸貫及び真正地域のみ7,050世帯）</p> |
| 7 | <p><7/1～> 新もとバス実証実験（有償）運行の開始 乗継利用券制度、70歳以上無料制度の開始</p> |
| 8 | <p><8/6> 第1回 幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ■実証実験の経過報告 ■もとバス実乗 <p><8/24～29>ササユリ利用者アンケート</p> |
| 9 | <p><9/1～7>もとバス利用者アンケート <9/6> ワークショップ（もとバスモニター会議）の開催 <9/27> ワークショップ（もとバスモニター会議）の開催</p> |
| 10 | |
| 11 | <p><11/6> 第2回 幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ■もとバス利用状況・利用者アンケート調査報告 ■もとバス平成22年度見直しについて ■ササユリ利用状況・利用者アンケート調査報告 ■根尾自主運行バスルート再編について ■協議会補正予算について |
| 12 | |
| 1 | |
| 2 | <p><2/17> 第3回 幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ■次年度実証実験の調整等について ■連携計画の修正について <p><2/26> 第2回 協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次年度実証実験の調整等について ●連携計画の修正について |
| 3 | <3/19～4/20> 市内公共交通再編に関するパブリックコメントの実施 |

資料4

平成22年度予算(案)

(単位：千円)

<歳入の部>

| 款 | 項 | 目 | 22年度予算額 | 21年度予算額 | 増減額 | 摘要 |
|-----|-----|-----|---------|---------|---------|--|
| 補助金 | 補助金 | 補助金 | 0 | 11,476 | △11,476 | 国庫補助金 (地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金) <計画事業：補助率最大1/2> |
| 負担金 | 負担金 | 負担金 | 105 | 4,598 | △4,493 | 本巣市負担金 |
| 計 | | | 105 | 16,074 | △15,969 | |

<歳出の部>

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 22年度予算額 | 21年度予算額 | 増減額 | 摘要 |
|-----|-----|-----|---------|---------|---------|---|
| 運営費 | 会議費 | 会議費 | 82 | 112 | △30 | 報償費 72千円 委員3名及び幹事1名に対する者 (ただし、行政関係機関の者及び事業者を除く) 飲物代 10千円 協議会・幹事会開催に係るもの |
| | 事務費 | 事務費 | 23 | 23 | 0 | 通信運搬費、消耗品費、役務費など |
| 事業費 | 事業費 | 事業費 | 0 | 15,939 | △15,939 | |
| 計 | | | 105 | 16,074 | △15,969 | |

※ 岁出予算の款項目間の流用は、協議会財務規程第5条に基づき会長において行うことができる。

手持ち資料

平成22年度予算（案）<説明用>

<歳入の部>

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 22年度予算額 | 摘要 |
|-----|-----|-----|---------|---|
| 補助金 | 補助金 | 補助金 | ○ | (H21実績) ●国庫補助金（地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金） ・もとバス新ルート運行委託費（H21年6月～H22年3月） 22,588,333円 ・公共交通ネットワーク再編に係る利用促進等支援業務委託費（落札後額） 8,925,000円 ・無料制度拡大に伴う減収見込み額 1,340,000円 <u>小計 32,853,333円 × 1/2</u> |
| 負担金 | 負担金 | 負担金 | 105 | ●本巣市負担金 ・委託業務「市公共交通ネットワーク再編に係る利用促進等支援業務」 0円(H21実施) ・協議会運営費見込み 105,000円 <u>小計 105,000円</u> |
| 計 | | | 105 | |

<歳出の部>

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 21年度予算額 | 摘要 |
|-----|-----|-----|---------|---|
| 運営費 | 会議費 | 会議費 | 82 | ●報償費<102千円> ・協議会 委員3名×3回×@6,000=54,000円 ・幹事会 幹事1名×3回×@6,000=18,000円 <u>小計 72,000円</u> ●飲物代<10千円> ・協議会 18名×3回×@100=5,400円 ・幹事会 15名×3回×@100=4,500円 <u>小計 9,900円</u> |
| | 事務費 | 事務費 | 23 | ●通信運搬費、消耗品費、役務費など<23千円> ・切手代 14名×20通×@80 = <u>22,400円</u> |
| 事業費 | 事業費 | 事業費 | ○ | (H21実績) ●業務委託料<8,925千円> 公共交通ネットワーク再編に係る利用促進等支援業務の内容 ・ガイドブック・チラシ等制作 ・ワークショップ等利用促進イベント開催 ・次年度実証実験の企画立案 ・会議支援ほか ●もとバス実証運行経費「国庫補助」負担金<11,964千円> 市もとバス実証実験運行費（H21年6月～H22年3月） 運行委託費27,106,000円×10/12ヶ月 × 1/2 ≈ 11,294,000円 無料制度拡大に伴う減収補填 1,340,000円 × 1/2 = 670,000円 70歳以上無料 3名×10便×268日×@100=804,000円 乗継無料 2名×10便×268日×@100=536,000円 |
| 計 | | | 105 | |

パブリックコメントの報告及び対応について

| No | 項目 | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|----|------------------------------|---|--|
| 1 | ササユリの運行日・路線について | <ul style="list-style-type: none"> ・本巣市役所バス停で、岐阜バスが岐阜大学病院バス停で実施しているようなトランジットを行なってはどうか。 ・「モレラ岐阜」を基点としてバスを8の字に走らせてはどうか。 | <p>現在、ササユリバスは本巣市役所バス停に乗り入れており、岐阜バスとササユリとの相互の乗り継ぎが可能となっています。</p> <p>真正線・ササユリ南部線を乗り継ぐことにより8の字で移動可能となっています。</p> |
| 2 | 樽見鉄道・岐阜バス・ササユリ南部線・もとバス間の乗り換え | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての路線（もとバス・ササユリ）を、モレラ岐阜を基点とし、同じ時間（岐阜バス・樽見鉄道の到着時間も考慮）にモレラ岐阜を発着するようにすればよいと考える。 | <p>すべての公共交通のダイヤをあわせることは現状では困難です。可能な限り結節が図られるよう今後検討していきたいと考えます。</p> |
| 3 | 車両について | <ul style="list-style-type: none"> ・ササユリの車両は車椅子不対応ではないだろうか。この際、上の利用者アンケートの意見も合わせて考えると、現在のもとバスと同じ車両（ただし「もとバス」と車体に書いていないもの）を増やし、ササユリの車両として、また、もとバス車両が使えないときにもとバスの車両として、使える状態にしておくとよいのではないか。 | <p>現状ではもとバスのみが車椅子対応の車両となっています。障がい者の社会参加を地域で支えていくことは大切であり必要なことと考えており、今後の車両更新時等において検討していきたいと考えます。</p> |
| 4 | 公表について | <ul style="list-style-type: none"> ・対処をした場合には、なるべく広く公表し掲載してもらうこと、例えば、書くのが大変だとは思うが岐阜バスの時刻表（バス停・駅の路線別のも）に樽見鉄道・岐阜バスの時間も書いて欲しい。 | <p>現在、ルート・ダイヤ等の変更があった場合については、広報紙やチラシ（全戸配布）等にて対応しています。</p> <p>また、岐阜バスの時刻表に全ての交通機関に関するダイヤを記載することについては困難であると考えます。</p> |
| 5 | もとバス真正線のルートについて | <ul style="list-style-type: none"> ・十四条や小柿の旧真正町南東部に停留所がなく、他の地区（集落）と比較して不公平感を感じる。平日と休日で巡回するルートを変えるなど工夫をしてもらい、小柿などの停留所の復活を考えいただきたい。 | <p>現在のルート・ダイヤ等につきましては、過去の利用実績等を踏まえ、設定しているところですが、多くの方にご満足いただけるよう今後可能な限り検討を加えていきたいと考えます。</p> |
| 6 | もとバスのルートについて | <ul style="list-style-type: none"> ・以前の西回りでは南出から更屋敷へ行くことができ病院に毎日通院できた。以前のようなルートにはもうできないのか。 | |
| 7 | もとバス及びササユリのダイヤについて | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の利用者で、もとバス糸貫線からもとバス真正線へ乗り継ぎ、ぬくいの湯へ行く方が見える。このダイヤ改正案により、帰りの乗り継ぎの時刻がうまく合わくなり、6月からは通うことができない。乗継がうまくできるようもとバスやササユリのダイヤを変更し本巣駅宝珠停留所辺りでまで引き続き運行することは可能か。 | |
| 8 | 北方バスターミナルへの接続について | <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜方面へ行くのに本数が多く出ると聞いている。北方バスターミナルへの接続を良くすれば岐阜や穂積へのアクセスがよくなると考える。 ・22時前後にバスで北方まで帰ってきたときに、モレラ行きのバスが接続していると利便性がいいとかんがるがどうか？ ・ササユリのように運転手に言えば、近くの交差点で下ろしていただけると助かる。 ・利便性をますのなら、どこでも乗り降り自由という具合にして、本数を増やすべきである。 | <p>北方バスターミナルへの接続については、岐阜市内・穂積駅方面へ向かう結節点として大変魅力的なものと考えます。今後、各関係機関（北方町、岐阜バス等）と調整を図りながら検討していきたいと考えます。</p> <p>夜間の運行については、今回の再編が買い物、通院のための利用に対応することを主眼としており、現状においては困難であると考えます。</p> <p>現在、ササユリバスのみ一部区間に於いてフリー乗降を行っていますが、このフリー乗降については市道で交通量の少ないエリアについてのみ可能なものです。もとバス運行ルートはササユリに比べ交通量が多いため、安全上の点からも困難であると考えます。</p> |

| No | 項目 | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|----|------------------|---|--|
| 9 | バスサービスについて | <ul style="list-style-type: none"> ・老人向けとか学生向けとか対象を絞ったサービスをした方がよいと思います。 ・車にはできないことができれば、乗る人も多くなると思います。 (バスに乗れば、ポイントがもらえて、モレラでグンと安く物が買えるなど。) ・私の希望は穂積駅まで運行して頂きたいです。（通勤利用） | <p>対象者については、現在アンケート調査の結果や利用実績等から判断するとスーパーへの買い物や病院等への通院が主な利用となっています。</p> <p>このため今年6月からの実証実験においては、買い物や通院のための利用に対応するよう再編しています。</p> <p>また、本数の増加や夜間の運行についても上記の趣旨から再編案のとおりとしたいと考えています。</p> |
| 10 | もとバスの運行形態について | <ul style="list-style-type: none"> ・もとバスの本数が減り一層利用しづらいと思います。 ・小回りの効いた希望時間に走ってくれる有料会員制など予約ができるバス（病院等への直行バス）や各社福祉事業者と協業しディサービス送迎バスの共同運用による運行を希望。 ・名古屋勤務の人のため穂積駅までの朝と夜のバス運行や安く利用できるコミュニティバスを検討してください。 | 穂積駅までの運行については、6のとおり北方バスターミナルへの乗り入れについて検討していきたいと考えます。 |
| 11 | もとバス・ササユリの運行について | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の北から南へバス運行しながら、北海道（阿寒）などで行われている観光地路線バスを参考にダイヤを組むことはできないか。（10分～30分停車しながら運行する。） | もとバス・ササユリについては、市民の方の買い物や通院のための足としての役割を担うものであり、困難であると考えます。 |
| 12 | バス停留所の名称について | <ul style="list-style-type: none"> ・バスの停留所の名前を行きたい施設名などにしてほしい。 | 今後の要望等を踏まえ検討していきたいと考えます。 |
| 13 | もとバスの停留所について | <ul style="list-style-type: none"> ・もとバス真正線に住吉停留所がありますが、近くに市施設であるすこやかセンターがあり、利用が多いと思われるため、停留所を替えてもらえないか。 ・なぜ、公共機関にもとバスが停まらないのか。 | <p>住吉停留所については、地元や自治会長会等と調整を図り決定しました。また、すこやかセンターの停留所については、施設内外においてもとバスの停留所として適当なスペースがなく、停留所を設置することは困難であると考えます。</p> <p>もとバスの停留所については、過去の利用実績等を踏まえ設置しました。今後の利用状況や要望等を踏まえ検討していきます。</p> |

平成22年度 もとバス・ササユリ見直し（案）

もとバス糸貫線=廃止 ⇒ ササユリ南部線と統合
もとバス真正線=市直営化・ルート一部変更

ササユリ南部線・もとバス真正線 運行日
火・木・土曜日（祝日及び年末年始は運休）

※ササユリ北部線はルートの見直しは行いません。

| 凡 例 | |
|--------|------------------|
| 【鉄道】 | 樽見鉄道 |
| □ | 駅 |
| 【市営バス】 | |
| — | ササユリ南部線 |
| — | ササユリ南部線（新設区間） |
| - - - | ササユリ南部線（廃止区間） |
| --- | もとバス糸貫線（廃止区間） |
| --- | もとバス真正線（廃止区間） |
| — | もとバス真正線（新設区間） |
| ● ● | 停留所（既設）[岐阜バスと重複] |
| ● ○ | 停留所（新設） |
| ○ ● | 停留所（廃止） |



